

事務局第 2019-67 号  
(第 2 版) 2019 年 10 月 01 日

学校法人広島信望愛学園  
(担当) 常務理事 服部 大介

## 2018 年 9 月以降に発生した災害の内、災害救助法が適用された地域の被災園児等の入園料等園児納付金の免除について (お知らせ) 第 2 版

### 1. 趣旨

2018 年 9 月以降に発生した災害の内、地方自治体が災害救助法適用した災害 (以下、「災害救助法適用災害」という。) に被災したことにより、広島県内に避難し当学園設置の幼稚園へ入園 (転入園等) することとなった園児の就園確保を図るため、入園料等園児納付金の減免措置を行います。

なお、2019 年 10 月 1 日より幼児教育・保育無償化に伴い、減額措置内容を一部変更します。

※下線部…初版からの改定箇所 (以下、同様)

## 2. 減免措置の内容

区 分	内 容
対 象 者	災害救助法適用災害に被災し広島県へ避難したことにより，当学園設置の幼稚園へ入園（転入園等）することとなった園児
災害地域	災害救助法が適用された地域
対象科目	保育料等園児納付金及びその他諸経費
対象期間	災害救助法が適用された日～災害救助法が適用された日が属する年度末（災害規模等により延長することがある）
減免内容	<p>①入園料の無償化対象外金額部分を免除</p> <p>②保育料，教育充実費，冷暖房料等園児納付金の無償化対象外部分を免除相当</p> <p>③補助活動に係る諸経費（預かり保育や食材料費の無償化対象外金額部分も含む）の全額を免除相当</p>
必要書類	<p>対象保護者に提出していただく書類</p> <p>①入園申込に係る幼稚園指定の書類（転入園の場合のみ）</p> <p>②災害救助法適用災害に被災した証明書類</p> <p>a) 罹災証明書</p> <p>b) 災害により事業を廃止（休止）した者・・・県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等</p>

### 3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

聖母幼稚園（広島市中区）	082(221)3207
広島マリア幼稚園（広島市南区）	082(253)0337
広島暁の星幼稚園（広島市西区）	082(231)4582
尾道清心幼稚園（尾道市）	0848(23)5395
聖園幼稚園（福山市）	084(923)0475
三次清心幼稚園（三次市）	0824(62)3505

（事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町 4-42 愛宮ラサール記念館 3F

学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <https://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail [jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp](mailto:jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp)